

平成22年10月29日

中央労働委員会事務局第二部会担当

審査総括室 審査官 池田 稔

TEL 03-5403-2175

東海旅客鉄道（新幹線関西地本掲示物撤去）再審査事件

（平成22年（不再）第13号）命令書交付について

中央労働委員会第二部会（部会長 菅野和夫）は、平成22年10月28日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要等は、次のとおりです。

命 令 の ポ イ ン ト

～会社が組合掲示物7点を撤去したことは不当労働行為に該当するとした事案～

会社が撤去した組合の掲示物9点について、掲示物全体を踏まえ、被侵害利益の性質・侵害の程度、記載内容の裏付け証拠の有無、掲示板掲出を巡る労使関係等の具体的事情を実質的・総合的に考察すると、うち7点は掲示物の貸与に関する労働協約で定める撤去要件に該当しないから、これらを会社が撤去したことは労組法7条3号の不当労働行為に該当する。

I 当事者

[再審査申立人]

東海旅客鉄道株式会社 （以下「会社」）：従業員約1万6600名（初審結審時）

[再審査被申立人]

ジェイアール東海労働組合 （以下「組合」）：組合員約460名（初審結審時）

同労働組合新幹線関西地方本部 ：組合員約140名（初審結審時）

同地方本部名古屋車両所分会 （以下「分会」）：組合員10名（初審結審時）

II 事案の概要

- 1 本件は、会社が、分会掲示板に掲出中であった組合掲示物のうち9点を撤去したことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件である。
- 2 初審愛知県労働委員会は、掲示物9点の撤去について、いずれも不当労働行為に該当するとして、これら撤去に関する文書手交を命じる旨の命令をした。これを不服として、会社は、平成22年2月19日、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 命令主文要旨

- (1) 初審命令主文のうち、組合掲示物2点の撤去について救済申立てを認容した部分を取り消し、これらの救済申立てを棄却する。
- (2) 初審命令主文のうち、文書手交を命じた部分につき、組合掲示物7点の撤去に関する文書手交を命じる旨に変更する。
- (3) その余の再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 本件のように労使間で組合掲示板の貸与に関する労働協約が締結されている場合における掲示物撤去の不当労働行為該当性の判断に当たっては、労働協約で定めた撤去要件の規定の解釈・適用を中心にこれを判断すべきである。そして、当該撤去要件該当性判断は、撤去された掲示物が全体として何を訴えようとしているのかとの点を踏まえて、その記載内容による被侵害利益の性質、侵害の程度、記載内容の裏付け証拠の有無、掲示物掲出をめぐる労使関係等の具体的事情を実質的・総合的に考察した上で、当該掲示物が労働組合に組合掲示板を貸与した労働協約の趣旨・目的に反するものといえるか否かによって判断されるべきである。
- (2) この観点から本件掲示物の撤去をみると、組合掲示物9点のうち、「『いじめのようなことは当社にはない』！A社長！ウソはやめろ！」、「『バカヤロー』『辞めてしまえ』は暴言ではない！これがJR東海では常識」、「いじめ日勤教育反対！社員運用の変更撤回！第18回定期大会を成功させよう！」、「暴言！暴論！言いたい放題のB科長！！」、「JR西日本2年で1182件の『日勤教育』(いずれもカラー刷り各1点)」、「会社による組合掲示物の不当な撤去を許さない！」(カラー刷り1点、白黒刷り1点)を見出しとするものについては、掲示物全体を踏まえ、被侵害利益の性質・侵害の程度、記載内容の裏付け証拠の有無、掲示板掲出を巡る労使関係等の具体的事情を実質的・総合的に考察すれば、本件協約で定める撤去要件(「会社の信用を傷つけ、…個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すもの」)に該当するとまではいえないから、これら7点を撤去した会社の行為は労組法7条3号の不当労働行為に該当する。

他方、「A社長は『いじめのようなことは当社にはない』と、5月16日定例記者会見で！」、「C裁判完全勝利！会社、『これ以上裁判を続けるのは無理だ』『すいません、和解させて下さい』(いずれもカラー刷り各1点)を見出しとするものについては、掲示物全体を踏まえ、被侵害利益の性質・侵害の程度等の具体的事情を実質的・総合的に考察しても、本件協約で定める撤去要件に該当するから、これら2点を撤去した会社の行為は不当労働行為に該当しない。

【参考】本件審査の経過

初審救済申立日	平成18年	2月21日	(愛知県労委平成18年(不)第1号)
初審命令交付日	平成22年	2月12日	
再審査申立日	平成22年	2月19日	(平成22年(不再)第13号)